

## とぎつつ子の夢を育む奨励金交付基準

### 1. 奨励金を交付する目的

近年、町内の児童、生徒のスポーツ活動や芸術文化活動などの県内外における活躍には目覚ましいものがあります。

時津町は、各種活動において優秀な青少年を支援することにより、その者の技術力向上を図ることを通して、町内の各種活動の底上げに寄与することを目的として奨励金を交付します。

### 2. 交付対象

奨励金の交付の対象は、次の各号に掲げる団体又は個人です。

〈団体が交付の対象となる場合〉

- (1) 町内小中学校の部活動を行う団体又は時津町に住所を有する 18 歳以下の方のみを対象として活動を行う団体（町内の青少年団体）が強化指定を受けた場合

〈個人が交付の対象となる場合〉

- (2) 時津町に住所を有する 18 歳以下の方（町内の青少年）が強化指定を受けた場合
- (3) 町内の青少年団体以外の団体が強化指定を受け、町内の青少年がその団体に所属している場合（指定期間中に町が認める大会に参加登録されたときに限ります。）

※町が認める大会とは、練習試合や交流試合ではなく、長崎県高等学校総合体育大会等の公式の大会をいいます。

### 3. 交付の対象となる強化指定

日本スポーツ協会や長崎県スポーツ協会若しくは日本オリンピック委員会に加盟する各種競技団体、これに準ずるスポーツや芸術文化の団体又は長崎県が指定したものです。

#### 4. 奨励金の額

(1) 奨励金の額は、次の表のとおりです。

交付対象	団体	個人	
	強化指定をした団体	町内の青少年団体（1案件あたり）	町内の青少年（1案件につき1人あたり）
県規模の団体	基礎額を100,000円として、5月1日時点の部員数に10,000円を乗じた額を加算した額	50,000円	10,000円
九州規模の団体	基礎額を100,000円として、5月1日時点の部員数に20,000円を乗じた額を加算した額	80,000円	20,000円
西日本規模の団体		100,000円	
全国規模の団体		150,000円	

※部員数は、その部に所属する町内の青少年の数とします。

(2) 交付の対象となる団体又は個人が、同一年度内に同一の案件で、複数の団体から強化指定を受けた場合は、奨励金の額がより大きくなる区分の強化指定のみを適用し、奨励金は重複して交付しません。

(3) 奨励金を交付された団体又は個人が、その年度内に同一の案件で、既に交付された奨励金の額より大きくなる区分の強化指定を受けた場合は、新たに受けた強化指定の区分に該当する奨励金の額と既に交付された奨励金の額の差額を交付します。

## 6. 奨励金の請求

### (1) 請求者

交付対象者の保護者（町内の青少年団体は代表者）が請求してください。

### (2) 請求書類

下記の書類を揃えて、教育委員会教育総務課へ提出してください。

書 類	区 分	団 体	個人	
		町内の青少年団体	町内の青少年	町内団体以外の団体に所属する町内の青少年
とぎつつ子の夢を育む奨励金交付請求書（様式第1号）		○	○	○
強化指定の証明となるものの写し		○	○	○
町が認める大会に参加登録された証明書類の写し				○
団体の規約、会員名簿、予算書、決算書		○		
交付対象者と請求者の関係を証明できるもの（双方の保険証の写し、会員名簿等）		○	○	○

### (3) 提出期限

強化指定を受けた年度内に提出してください。

## 7. 報告書の提出について

奨励金の交付を受けた方は、強化指定を受けた年度内に出場した大会、強化試合等の資料に結果を付して3月末までに報告してください。